

[事案 16-13] 解約取消請求

- ・平成 16 年 11 月 10 日 裁定受理
- ・平成 17 年 6 月 13 日 和解成立

< 申立人の主張 >

解約させられた契約を元に戻すこと。税制適格年金を解約し養老保険に加入したが、これは税制適格年金の年金額が 120 万円（正当は 235 万円）との説明を受けたために行ったものであり、解約を前提にしたものではない。また、「年金の契約内容」も受け取っていない。従って、本契約の解約・新契約加入時取扱いは保険業法 300 条第 1 項-4 に違反しているのは明らかなので解約自体の取消を主張する。

< 保険会社側の主張 >

解約取消のうえ契約継続の要請について応じることはできない。

年金年額について間違った説明をしたために契約を解約することになったとの主張であるが、年金年額が印字された「年金のご契約内容」を手渡しており、その事実はない。そもそも申立人からの解約請求書が提出されてから解約手続きを進めたものであり、新規契約者申込みに際しても「契約内容了解書」等に記入押印している。取扱社員による間違った説明は行っておらず、手続きに何ら瑕疵はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立人および保険会社から提出された書面に基づく審理とともに、申立人から事情聴取を行った結果、申立人から解約取消・契約復元ができるのであれば業法違反は問わないこと、復元にあたっては必要な金額は負担するとの意思を確認した。そのため、保険会社と年金保険の復元について意見交換したところ、保険会社から復元に向けた和解案の提示があった。

裁定審査会は和解案を申立人に提示したところ申立人より和解に応じたいとの申出が出されたので、和解契約書を作成し、当事者双方に交付し双方の合意を得て和解契約の調印をもって円満に解決した。